

障がい児通所サービスの更新申請時に医師診断書または意見書が必要になります

障がい児通所サービスの継続利用を希望される場合は、2年に1度の更新申請時に医師の診断書または意見書の提出が必要となります（対象となる方へ令和6年12月より順次ご案内済み）。

対象者

障がい者手帳を未取得であり、引き続きサービス利用を希望する児童

提出書類

医師の診断書または意見書（任意様式） ※6か月以内に作成されたもの
（サービス利用の必要性について記載されているもの）

提出時期

受給者証「(五) 利用者負担に関する事項」の予備欄に記載されています。

(五)

利用者負担に関する事項	
負担上限額	37,200円
適用期間	令和7年12月1日 から 令和8年11月30日 まで
食事提供加算対象者	
適用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	
予備欄 支給決定根拠：勘案書【令和8年度の更新申請時に医師診断書（意見書）の提出が必要です】	

令和8年度の更新申請時に必要とされている方は、
今回診断書または意見書の提出が必要です。

その他

- ・障がい者手帳を取得された場合は、診断書等の提出は不要となりますので、障がい者手帳の写しを提出してください。
(障がい者手帳取得の要件を満たさなくなった場合は、診断書等の提出が必要です)
- ・診断書等が未提出もしくは、サービス利用の必要性について判断できない場合は、引き続きサービス利用の認定ができません。ご了承ください。
- ・ご不明な点がございましたらお問い合わせください。